

⑪ <<近未来技術>> 国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	千葉市	マイナンバーカード取得手続き時における対面要件の緩和	マイナンバーカードの受取りの際、申請者が15歳未満で、やむを得ない理由により出頭できない場合、申請者本人の顔写真付き身分証明書を保有していなくても法定代理人のみの出頭で受取を可能とする。	法定代理人のみの出頭でマイナンバーカードを受取る際は、交付申請者本人の顔写真付き身分証明書の提示が必要であるが、15歳未満の者は所持していない事が多く、やむを得ない理由により出頭できない場合、受取る事が出来ない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第3項第3号	顔写真付き身分証明書を代替する資料の提示やテレビ電話の活用など本人確認の代替措置により、法定代理人のみの出頭でもマイナンバーカードの受取を可能とする。 「顔写真付き身分証明書を代替する資料」の想定として、市所定の様式に、6か月以内に撮影した交付申請者本人の顔写真(スナップ写真)を添付し、本人と相違ない旨を法定代理人等が自署又は記名押印することで、嘘偽りないことを確認する。	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで確実な本人確認を行うことができる、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものであるため、市町村職員による対面での厳格な本人確認を経た上で、交付することとしている。 他の市町村からも要望があったことも踏まえ、15歳未満の者については、所定の様式に交付申請者の顔写真を貼付けし、法定代理人が本人と相違ないことを証明することで、マイナンバーカードの交付の際に、顔写真付き本人確認書類として利用できるように令和2年12月28日付けで「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の改正について地方公共団体に通知した。
2	千葉市	マイナンバーカードの更新手続き時における対面要件の緩和	マイナンバーカードの更新手続きについてオンラインによる手続きを可能とする。	本人確認及び現に保有するマイナンバーカードとの引換のために、申請又は交付のいずれかのタイミングで来庁が必須となっている。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条第2項 ・通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第3 個人番号カード 2 個人番号カードの交付等	マイナンバーカードの公的個人認証サービスを用いて本人確認手段を担保した上で、オンラインによる申請受付分については郵送による交付を可能とする。	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで確実な本人確認を行うことができる、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものである。したがって、カードの交付時に券面に表示される顔写真と申請者の顔の同一性を目視により確認する必要があり、申請時又は交付時に一度は申請者に出頭を求めているところである。 カードの有効期間は基本的に10年であり、申請者の容姿の変貌を考慮すると、更新手続の際に一度も対面での本人確認を行わない場合、券面に表示される顔写真と申請者の同一性を担保することができるかどうかについて疑義が生じる。 また、仮に当該提案の趣旨を実現することとした場合は、提案主体に加えて、地方公共団体情報システム機構のシステムについても、提案主体用に改修し、運用することが必要となる。特区外の市町村については既存のシステムを運用しつつ、提案主体向けに別にシステムを改修し運用することに伴う費用等の負担について検討が必要。 また、マイナンバーカードが身分証であることを踏まえると、特区を設置し、他の地域と異なる手続で取得できることは望ましくない。
3	千葉市	マイナンバーカードの電子証明書の更新手続き時における対面要件の緩和	マイナンバーカードの電子証明書の更新手続きについてオンラインによる手続きを可能とする。	窓口での手続きが必要となり、オンラインによる手続きが出来ない。	・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第3項、第22条第3項 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第65条第1項	マイナンバーカードの公的個人認証サービスを用いて本人確認手段を担保した上で、オンラインによる手続きを可能とする。	総務省	現在、マイナンバーカードの電子証明書を発行するときは、署名利用者符号(秘密鍵)等を地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が作成し、専用回線を通じて市区町村の端末に送信し、マイナンバーカードのICチップに格納している。 マイナンバーカードの電子証明書の更新手続をオンラインで完結するためには、機構が作成した秘密鍵等を申請者本人のPCやスマートフォンといった端末にインターネット回線を通じて送信することになるが、秘密鍵が他人に不正に取得される危険性が排除できない。仮に、秘密鍵が他人に不正に取得された場合、本人が送付する文書が改ざんされてしまい、本人の意思とは異なる契約等が行われる可能性がある。 加えて、仮に当該提案の趣旨を実現することとした場合は、提案主体に加えて、地方公共団体情報システム機構のシステムについても、提案主体用に改修し、運用することが必要となる。特区外の市区町村については既存のシステムを運用しつつ、提案主体向けに別にシステムを改修し運用することに伴う費用等の負担について検討が必要。 また、電子証明書がオンラインで本人確認を行うための認証基盤であることを踏まえると、特区を設置し、他の地域と異なる手続で取得できることは望ましくない。

⑪ <<近未来技術>> 国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
4	千葉市	住民異動届出時における対面要件の緩和	転入・転居届出手続きについて、オンラインによる届出を可能とする。	窓口での手続きが必要となっており、オンラインによる手続きが出来ない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法第27条第1項、第2項</li> <li>・住民基本台帳法施行規則第8条</li> </ul>	マイナンバーカードの公的個人認証サービスを用いて本人確認手段を担保した上で、オンラインによる手続きを可能とする。	総務省	<p>個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、既にオンラインで行うことが可能である。</p> <p>一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。</p> <p>さらに、転入及び転居時には、住所変更等に併い個人番号カードの記載事項及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書を再発行する必要があり、これらについても別途回答しているとおり、窓口での手続きを要することとなる。</p> <p>ただ、個人番号カードを用いて住所変更等の手続の利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び総務省において、必要な制度を検討しているところである。</p>
5	千葉市	次世代型パーソナルモビリティに係る規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆次世代型パーソナルモビリティによる歩道空間を活用した無人走行等の実現</li> <li>・近未来技術を活用した無人走行等の実現により、多様な移動ニーズを満たす次世代型パーソナルモビリティの普及促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法上の「原動機を用いる身体障害者用の車椅子」の基準を満たすパーソナルモビリティであっても、立ち乗り型は「原動機付自転車」に分類され、歩道の走行が認められていない。</li> <li>・パーソナルモビリティの無人走行について、法令上のルールが明確でない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法第2条第3項第1号</li> <li>・道路交通法施行規則第1条の4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原動機を用いる身体障害者用の車椅子」の基準を満たすパーソナルモビリティ(椅子が常設又は収納可能な可変タイプ)の歩道走行において、「座り乗り」、「立ち乗り」のどちらも可能とする。</li> <li>・障害物回避等の安全機能を有したパーソナルモビリティの歩道無人走行を可能とする。</li> </ul>	警察庁	<p>立ち乗りの用途も想定されるパーソナルモビリティについては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の3の解釈上、「車椅子」には該当しないと言わざるを得ないことから、仮に道路交通法施行規則第1条の4で規定する原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る大きさ(幅70センチメートル等)及び構造(6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと等)の基準を満たしていたとしても、道路交通法上、定格出力に応じて自動車又は原動機付自転車に当たり、原則として、歩道走行は認められないものと考えております(なお、別途お示しいただいた、今般想定されている「次世代型パーソナルモビリティ」は、道路交通法上の原動機付自転車に当たります。)</p> <p>一方、道路交通法第77条第1項第4号及び千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号)第11条第10号に基づく道路使用許可を受けることを条件に、当該パーソナルモビリティの歩道走行の実証実験を実施することは、有人・無人を問わず可能です(道路使用許可を受けるに当たっては、当該パーソナルモビリティが道路運送車両の保安基準に適合している、又は道路運送車両の保安基準の緩和を受けている必要があります。)</p> <p>なお、新たなモビリティに係る交通ルール等の在り方については、現在、警察庁の有識者検討会において既存のルールの変更も視野に幅広く検討を進めているところです。</p>